

名古屋学院大学の遠隔授業（オンライン授業）に関する方針

名古屋学院大学は、建学の精神『敬神愛人』及び教育目標のもと、平成 13 年文部科学省告示第 51 号（大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）に則り、面接授業（以下「対面授業」という。）及びオンライン授業双方の教育手法の長所や利点を最大限に活かして教育効果を高めること、教育の DX 化を推進すること、また不可抗力により大学が休講せざるを得ない場合等の対応等を目的として、オンライン授業を実施するものとする。